

食料品アクセス環境改善対策総合事業

【54(一)百万円】

対策のポイント

- ・ 食料品アクセス問題の改善に向け、地域の関係者が一体となって継続的な取組が行える仕組み作りを支援するとともに、民間事業者と市町村等とのマッチング等を行うためのコミュニティサイトを構築します。
- ・ 食品の共同仕入等の仕組みを活用して、非食料品店に食料品を手頃な価格で購入できる売場を創出する取組を支援します。

<背景/課題>

- ・ 近年、飲食料品店の減少、大型商業施設の郊外化等が進行した結果、過疎地域のみならず都市部においても、高齢者を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる消費者が増加しており、食料品アクセス問題として社会的課題となっています。
- ・ このため、地域の関係者が一体となってこの問題の改善に向けた取組を行えるよう活動環境を整備するとともに、食料品の購入が困難な地域におけるサプライチェーンを再生する必要があります。

政策目標

食料品の買い物が困難・不便な住民への対策を実施している市町村の割合を引き上げる

(56.8% (平成23年度) → 73.0% (平成28年度))

<主な内容>

1. 食料品アクセス改善推進事業 [新規]

地域の関係者が市町村等と連携して食料品アクセス問題の改善に向けた協議会を設置・運営する取組を支援するとともに、民間事業者と市町村等とのマッチングや先進事例等の情報発信等を行うためのコミュニティサイトを構築します。

(1) 食料品アクセス問題の改善に向けた企画検討への支援

10(一)百万円

地域の食品事業者やNPO法人等の関係者が市町村等と連携して、地域の実態に応じた解決策を企画・検討するための協議会を設置・運営する取組を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

(2) 食料品アクセス問題対策情報交流ネットワークの構築

10 (一) 百万円

食料品アクセス問題の改善に向けた取組を促進するため、民間事業者と市町村等との情報交換・マッチングや先進事例等の情報発信等を行うためのコミュニティサイトを構築します。

〔 委託費
委託先：民間団体等 〕

2. 食料品アクセス需要創出事業 [新規]

34 (一) 百万円

食料品の購入が困難な地域において、食品の共同仕入等の仕組みを活用して、非食料品店等に食料品を手頃な価格で購入できる売り場を創出する取組を支援します。

〔 補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間団体等 〕

〔 お問い合わせ先：
食料産業局食品小売サービス課 (03-3502-5741 (直)) 〕

食料品アクセス環境改善対策総合事業 【26年度概算要求額:54百万円(-)】

- 食料品アクセス問題の改善に向け、地域の関係者が一体となって継続的な取組が行える仕組み作りを支援するとともに、民間事業者と市町村等とのマッチング等を行うためのコミュニティサイトを構築します。
- 食品の共同仕入等の仕組みを活用して、非食料品店に食料品を手頃な価格で購入できる売場を創出する取組を支援します。

■食料品アクセス改善推進事業

■食料品アクセス需要創出事業

